

国民年金からのお知らせ — 新たな免除申請は7月から —

国民年金の保険料は、月額15,100円(平成22年度)ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な方は、免除申請手続きをすることにより、前年の所得に応じて保険料を免除することが可能です。また、30歳未満の方は、納付を猶予することも可能です。

保険料の免除期間は7月に始まり、翌年6月までとなりますので、新たに免除を申請する場合は7月になってから申請してください。

失業の場合は、雇用保険の離職票、または受給資格者証の写し等を添付することで、失業者の所得を0円とみなすことができます。

Q1 免除制度等を利用する際に条件はありますか？

A1 ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準以下であることが条件になります。(30歳未満の納付猶予制度は、ご本人、配偶者の所得審査となります。)

Q2 一部納付(一部免除)制度とはどのようなものですか？

A2 部分免除には、4分の1納付、半額納付、4分の3納付などがあります。なお、減額された保険料の納付書が発行されますので、一部納付保険料を納付しなければ、その期間は未納扱いとなります。未納ですと、将来支給される老齢基礎年金額に反映されず、障害が生じたときに、障害年金

を受け取ることができなくなることがありますのでご注意ください。

Q3 昨年度に免除の継続申請を希望したのですが、改めて申請に行く必要はありますか？

A3 平成21年度の全額免除と納付猶予に該当した方で、継続申請を希望した方は、22年度の免除も自動的に継続審査されます。ただし、所得の申告が必要ですので、済んでいない場合は、税務課で平成22年度(21年中)の所得の申告をなさいますようお願いいたします。所得が0円の場合でも0円の申告が必要です。

Q4 免除になった保険料は追納できますか？

A4 免除された期間の保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないように、10年以内に納付することができる追納制度があります。ただし、免除の承認を受けた年度から数えて3年度目以降に追納する場合、当時の保険料に加算額が加わります。なお、保険料を追納するときは、大田原年金事務所で追納用納付書の発行を受け、通常の納付書と同様に、金融機関・コンビニエンスストア等で納めてください。

■問い合わせ

国保年金課国民年金係 TEL (23) 8928  
大田原年金事務所 TEL (22) 6313

子育て

子育て支援情報

■問い合わせ こども課子育て支援係 TEL (23) 8932



名称(場所)・開設時間・内容		開設曜日
<b>子育てサロン</b> ★開設時間 9:00~12:00 赤ちゃんから就園前までのお子さんとの保護者の交流の場です。 	子育てサロン かねだ (金田北地区公民館)	火曜日 ★休館日 6/15
	子育てサロンのざき (うずばアットホーム)	木曜日
	子育てサロン かわにし (川西高齢者ほほえみセンター)	月・水曜日
<b>つどいの広場</b> ★開設時間 9:00~14:00 就園前のお子さんと保護者が交流を図りながら育児相談などを行うための場です。	つどいの広場 県北体育館 (県北体育館幼児体育室)	火・木・金および第2土曜日
	つどいの広場 さくやま (旧さくやま保育園)	月・水・金および第4土曜日
<b>子育て支援センター</b> ★開設時間 午前の部 9:00~12:00 午後の部 13:00~16:00 親子交流の場の提供や子育ての悩みに関する相談・適切なアドバイスを行います。なお、電話相談も受け付けています。お気軽にご相談ください。	すみよし子育て支援センター(子育てプラザ館) TEL (23) 8728	毎週 月~金曜日 ★お願い★ 各施設の利用にあたっては、ケガや事故防止のため、お子さんから目を離さないようお願いいたします。
	しんとみ子育て支援センター(しんとみ保育園) TEL (22) 5577	
	ゆづかみ子育て支援センター(ゆづかみ保育園) TEL (98) 3881	
	くろばね子育て支援センター(くろばね保育園) TEL (59) 1077	

お詫びと訂正

広報おおたわら 6月1日号 11 ページ上段、「子ども手当受給対象の皆さん、現況届の提出をお願いします」に掲載の、湯津上地区の受付期日に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。



●湯津上地区にお住まいの方  
・日時 5月23日(水)



●湯津上地区にお住まいの方  
・日時 6月23日(水)